

古民家再生の専門家登録台帳閲覧要領

(目的)

第1条 この要領は、古民家再生の専門家登録に関する要領第6条の規定に基づき、古民家再生の専門家登録台帳（以下「登録台帳」という。）の閲覧について必要な事項を定める。

(閲覧所の設置)

第2条 古民家再生の登録台帳の閲覧所を、長野市大字南長野字幅下 692 の2 長野県建設部建築住宅課に設置する。

(閲覧を行わない日)

第3条 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日は、登録台帳を閲覧することができない。

(閲覧時間)

第4条 登録台帳の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(閲覧申請)

第5条 登録台帳を閲覧しようとする者は、閲覧所に備える登録台帳閲覧簿（別紙様式）に該当事項を記入し、その旨を係員に申し出なければならない。

(遵守事項)

第6条 登録台帳を閲覧する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。
- (2) 登録台帳を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(閲覧の停止等)

第7条 知事は、登録台帳を閲覧する者が前条の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

附則

この要領は、公布の日から施行する。

